

平成20年度（第79回事業年度）

商工組合中央金庫法第39条ノ2第3項に定める意見書

株式会社 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫法第39条ノ2第3項に定める意見書

平成20年11月17日

株式会社商工組合中央金庫

代表取締役社長 関 哲夫 殿

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 白須光美 ㊟

常勤監査役 園田邦一 ㊟

非常勤監査役 大橋 清 ㊟

非常勤監査役（社外監査役） 多比良誠 ㊟

私たち監査役は、平成20年度（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）における商工組合中央金庫の業務を監査いたしました。その結果につき、当監査役会は、監査役全員の一致した意見として、株式会社商工組合中央金庫法附則第36条の規定に基づき、商工組合中央金庫法第39条ノ2第3項に定める意見書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監査役会及び各監査役（転換前の監事を含む。）は、取締役会（転換前の理事会を含む。）その他重要な会議に出席するほか、業務執行状況に関する報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所及び主要な従たる事務所において業務及び財産の状況を調査し、また監査法人から報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- （1）貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書並びに附属明細書のうち会計に関する部分については、監査法人の監査の方法及び結果も踏まえ検討した結果、金庫の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）財産目録及び事業報告書並びに附属明細書のうち会計に関する部分以外についても、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- （3）取締役（転換前の理事長、副理事長及び理事を含む。）の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- （4）剰余金処分案は、金庫の財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

以上

平成20年度（第79回事業年度）

独立監査人の監査報告書

株式会社 商工組合中央金庫

独立監査人の監査報告書

平成20年11月13日

株式会社商工組合中央金庫
(旧名称 商工組合中央金庫)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、株式会社商工組合中央金庫（旧名称 商工組合中央金庫）の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第79回事業年度の計算書類、すなわち、財産目録（会計に関する部分に限る。）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び剰余金処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及び附属明細書（財産目録、事業報告書及び附属明細書は会計に関する部分に限る。）が、商工組合中央金庫法及び商工組合中央金庫法施行規則に準拠して、当該計算書類及び附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上